

航海機器・無線通信機器の保守ガイドライン

社団法人日本舶用工業会
航海計器部会

船舶に使用される航海機器・無線通信機器は、民生機器や自動車とは異なり少量多品種生産であり、また、昨今の技術革新のスピードアップに伴って構成部品（特に電気・電子部品）の改廃が著しく、部品メーカーからの供給期間も年々短くなってきております。

私共製品メーカーは、このような環境下で補修用部品の確保に腐心しつつ保守に努めておりますが、製品の生産終了後短期間に保守対応が困難になり、ユーザーにご迷惑をお掛けした事例が散見されております。

当部会では、このような不都合を最小限に留め、ユーザーにより安心して製品をご使用いただけるよう、このたび「航海機器・無線通信機器の保守ガイドライン」（注記）を設定し、それに沿った態勢を整えることにしました。

注記；外航および内航商船を対象とし、漁船およびプレジャー船を含みません。

【対象機種】

原則として外航・内航商船向けの航海機器・無線通信機器全機種を対象とします。

但し、下記の機種は、対象外とします。

- a. お客様の特殊仕様により生産した製品
- b. 衛星系非常用位置標示無線ビーコン（衛星 EPIRB）等、耐用年数が10年未満と定められている製品
- c. パソコン等の民生機器を使用した製品

【保守対応】

各機種の生産終了後、少なくとも10年間の保守対応を行います。また、それ以降であっても補修用部品がある限り保守対応し、なくなった場合でもご要求があれば個別に納期・価格について相談のうえ対応します。

但し、部品の入手不能、その他の理由によりやむを得ず保守対応ができなくなる場合があります。

【情報開示】

各社の生産終了機種や保守対応に関する情報については、各社のホームページや取扱説明書等により適切に開示します。

また、部品の入手不能、その他の理由により保守対応ができなくなるおそれのある場合は、事前に情報を開示します。

【その他】

本ガイドラインは、当部会において会員各社の合意にもとづいて設定しておりますが、当部会の考え方を示すものであって、個別事案の処理において、各社に実施を強制するものではないことは勿論、何ら各社を拘束するものではありません。

以上